

横浜市保健所及び福祉保健センター条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

横浜市保健所及び福祉保健センター条例施行規則の一部を改正します。

また、改正に伴い、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱に基づいて市民へ意見公募を実施します。

2 改正の概要

横浜市保健所及び福祉保健センター条例施行規則の別表（第2条第1項）の「肺がん検診」部分を削除します。

3 改正理由

区福祉保健センターで実施している肺がん集団検診を、令和6年度より医療機関で実施する肺がん個別検診に一本化します。このため、区福祉保健センターで肺がん集団検診の使用料を徴収する必要がなくなります。

4 施行日

令和6年4月1日から施行します。